

介護予防・日常生活支援総合事業
【サービスA及び従前相当サービス】
指定申請及び運営の手引き

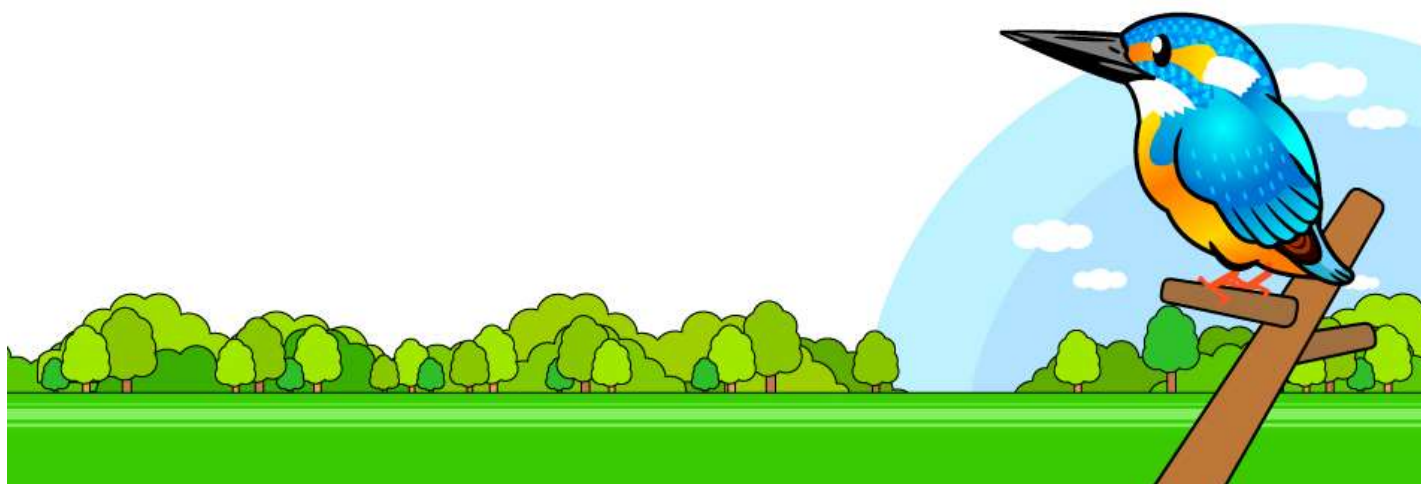
平成30年4月1日版

国分寺市 高齢福祉課

電話:042-321-1301 内線 102・104

E-Mail :

kourei hukushi@city.kokubunji.tokyo.jp



内容

I	国分寺市の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の概要	4
1	総合事業とは	4
①	総合事業の理念と狙い	4
②	総合事業の構成	5
③	国分寺市の目指す高齢者福祉の理念	5
④	総合事業の財源	5
2	新たな利用手続きによる対象区分「事業対象者」について	6
①	事業対象者となる手続きについて	6
②	事業対象者が利用できるサービスについて	8
③	事業対象者の有効期間	8
	※自立・回復又は要介護認定を受けた場合等により事業対象者でなくなった場合には、介護予防ケアマネジメント依頼の終了届（平成 29 年度から新設）の提出を高齡福祉課に行ってください。	8
④	事業対象者の転出入について	9
⑤	事業対象者の区分支給限度額について	9
⑥	事業対象者の介護予防ケアマネジメント依頼届出書の記載について	9
3	国分寺市の介護予防・生活支援サービス事業について	10
①	訪問型サービス	10
②	通所型サービス	11
③	介護予防ケアマネジメント	12
④	高額介護予防サービス費相当事業等	12
4	区分支給限度額	12
II	新規申請の流れ等について	14
1	国分寺市の総合事業の事業者指定概要	14
2	指定有効期間とスケジュールについて	14
①	みなし指定事業者の指定有効期間	15
②	みなし指定事業者以外の指定有効期間	15
③	指定申請の受付とその後の流れ	16
III	指定・運営基準の概要	17
1	基本単位数等	17
①	訪問型サービス	17

②通所型サービス	18
2 運営基準等	19
①訪問型サービス A	19
②通所型サービス A	22
③従前相当サービス	24
IV 報酬の概要とサービスコード	24
1 報酬の概要	24
①訪問型サービス A	24
②通所型サービス A	25
③従前相当サービス	25
2 サービスコード表	26
V 指定後の変更等に係る届出について	27
1 変更届	27
2 休止・再開・廃止届	27
VI 事故報告について	27
VII 他市区町村の被保険者への総合事業サービスの提供について	27
VIII 契約書、運営規程等について	29
1 契約書等について	29
2 記録の保存期間	29
3 苦情申立先について	29
IX Q & A	
X 参考資料	

I 国分寺市の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の概要

1 総合事業とは

①総合事業の理念と狙い

2025年（平成37年）にはいわゆる団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となり、高齢者世帯、高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加することが見込まれています。介護分野においては、予防を重視し、国民の生活が無理なく成り立つ社会の実現を目指す必要があります。

そこで国は、従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を、総合事業（市区町村が地域の実情に応じて取り組むことができる地域支援事業の一環（以下「総合事業」という。）に移行することを決めました。これにより、既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援することができる仕組みを作り、高齢者は支え手側に回ることも仕組みの中に位置付けられるようになりました。

この制度改正により、各市区町村は、地域の実情に応じて、生活支援の充実や高齢者の社会参加・体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施していきます。また、市区町村は、地域ごとに生活支援コーディネーター・協議体の設置等を行い、地域資源の開発やネットワーク構築等を進めていきます。

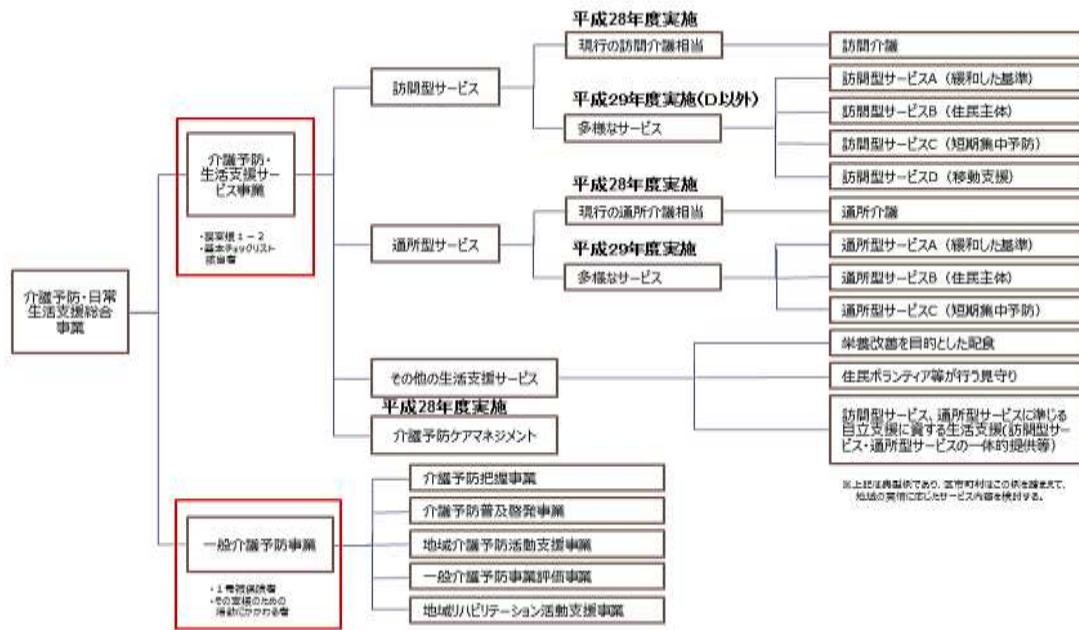
POINT

従来の介護予防給付からの変更点

- 介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業（市区町村事業）に移行します。
- サービス類型、基準、単価等を市区町村が設定します。
- 要介護認定審査会を経ずに、基本チェックリストで該当となった高齢者が迅速に総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）を利用することができます。
- ➡介護予防訪問介護と介護予防通所介護の利用者は、全国的に、平成30年3月31日までに総合事業に移行します（国分寺市では平成29年3月31日までに利用者全員が総合事業に移行しました）。

※総合事業のサービスは、自己作成による利用はできません。

② 総合事業の構成



③ 国分寺市の目指す高齢者福祉の理念

国分寺市では、次の基本理念・取組の視点のもと、総合事業を実施しています。

【基本理念】

個人としての尊厳が保たれ、地域・社会の支え合いによる、自立した豊かな生活を実現する。

【取組の視点】

1. 自立支援の視点
可能な限り本人の機能を活かし、QOL（生活の質）の向上を目指した取組
2. 人材育成の視点
介護予防事業の普及啓発、その事業を支える人材の育成を目指した取組
3. 地域づくりの視点
介護予防を通じ市民と各事業者が共に、地域づくりを目指した取組

④ 総合事業の財源

総合事業の財源は、給付費の財源構成と同じです(都道府県 12.5%, 国 25%, 市区町村 12.5%, 1号被保険者保険料 23%, 2号被保険者保険料 27%)。

しかし総合事業については国により上限管理が設定されており，限られた財源で効果的なサービスを提供していくよう，保険者，事業者，利用者，地域で協力して制度を運用していく必要があります。具体的には次の通りです。

※厚生労働省『介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン』より

【原則の上限】

(平成 30 年度以降)

総合事業の上限

= 【①当該市町村の事業開始の前年度の（予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）＋介護予防事業）の総額】

× 【②当該市町村の 75 歳以上高齢者の伸び】

－ 当該年度の介護予防支援の額

注 1 計算式の①部分について

・ 総合事業への移行前年度の費用とし、それぞれの市町村の「実績額」とする。

注 2 計算式の②部分について

・ 総合事業への移行後は、年度ごとに 75 歳以上高齢者の伸び率を乗じて上限管理をしていくこととする。当該伸び率については、年度ごとに変動があるため、直近 3 か年の 75 歳以上高齢者数の平均伸び率等を用いる。

・ 直近 3 か年の 75 歳以上高齢者数の平均伸び率については、直近の 10 月 1 日時点における住民基本台帳上の人数から 3 年間で増減した人数の伸び率を 3 で除したものを、直近 3 か年平均とする。(小数点第三位未満四捨五入)

2 新たな利用手続きによる対象区分「事業対象者」について

①事業対象者となる手続きについて

総合事業においては、要支援認定を受けた方以外にも、「事業対象者」という

区分で訪問型サービス及び通所型サービスを利用できます。

事業対象者となるには、地域包括支援センター又は市の窓口で手続きをする必要があります。この手続きを行う場所については、認定申請と同様です。2号被保険者は事業対象者となることはできませんので、今まで通り認定申請を行います。

国分寺市では、サービスを利用したいなどの相談があった場合には、市独自の質問紙を用いて聞き取りを行った結果、その方にとって要介護認定申請をしたほうがよいのか事業対象者の申請をしたほうがよいのかを担当職員がご説明します。その上でご本人に、要介護認定申請をするのか事業対象者申請をするのかを選択していただきます。

POINT

事業対象者となるメリット

- 総合事業のサービスのみの利用であれば、認定の手続きを経ずに基本チェックリスト等による判定をもって被保険者証が発行され、介護予防ケアマネジメントを経て当該サービスを利用できることから、簡易かつ迅速にサービス利用が可能となります。
- このことから、例えば、新規の介護サービス利用希望の相談があった場合は、当面状況の変化等により認定申請が必要となるまで事業対象者としてサービスを利用する等の活用も、選択肢の一つとなると考えます。
- ただし、事業対象者が利用できるサービスは、あくまで総合事業のサービスのみであること、支給限度額が原則要支援1相当額であること等、注意点もご留意の上、手続きを進める必要があります。

②事業対象者が利用できるサービスについて

POINT

- 総合事業のサービスのみを利用できます。
- 総合事業のサービス以外の予防給付や介護給付の利用はできませんので、予防給付や介護給付が必要な場合は、従来どおり認定申請による要介護・要支援認定が必要です。
- 2号被保険者は事業対象者となることができませんので、従来どおり認定申請による要介護・要支援認定が必要です。

※国分寺市では、認定申請と同時または認定申請中の方が、事業対象者の手続きを行うことはできません。利用者は、認定申請を行うか、チェックリストの実施により事業対象者手続きを行うかいずれかを選択する必要があります。

③事業対象者の有効期間

国分寺市では、基本チェックリストを使用して事業対象者となり、総合事業のみを利用する場合には、有効期間の定めはありません。

※自立・回復又は要介護認定を受けた場合等により事業対象者でなくなった場合には、介護予防ケアマネジメント依頼の終了届（平成29年度から新設）の提出を高齡福祉課に行ってください。

④事業対象者の転出入について

事業対象者が他の市区町村に転出するときは、要介護（要支援）認定と異なり、事業対象者としての認定は引き継がれません（受給資格証明書の発行もありません）。

事業対象者の手続きを希望する場合は、利用者は改めて転入先の市区町村が定めたルールによる手続きが必要です。

他市区町村で事業対象と認定を受けた方が転入してきた場合には、改めて国分寺市においてチェックリスト等一連の手続きをしていただきます。

○市区町村によって手続きやサービス内容が異なる理由

総合事業実施に伴い新設される事業対象者区分や総合事業サービスは、地域の実情に応じて市町村が実施する「地域支援事業」に位置付けられるものです。そのため事業対象者となるための条件や手続き方法、総合事業サービスの内容は各市区町村によって異なります。

⑤事業対象者の区分支給限度額について

事業対象者の区分支給限度額は、原則要支援1の上限になりますが、退院直後などアセスメントにより一時的に要支援2の上限まで利用可能となる場合があります。担当の地域包括支援センターにご相談ください。

⑥事業対象者の介護予防ケアマネジメント依頼届出書の記載について

今までの「居宅サービス計画・介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書」を提出してください。利用者が事業対象者であるかどうかは高齢福祉課で確認できますので、特に要支援者と事業対象者を区分して記載する必要はありません。


また、事業対象者はチェックリスト実施日に遡って認定しますので、新規の場合には、利用者と契約を締結した日（チェックリスト実施日以降の日程）を届出年月日としてください。

要支援認定者が更新申請をせずに事業対象者になった場合は、担当の地域包括支援センターや委託先の居宅介護支援事業所が変わらない限りは、変更届の提出は不要です。事業対象者から要支援認定者になった場合にも同様です。

※要支援者・事業対象者から要介護者に変更になった場合には、今まで同様変更届が必要です。

3 国分寺市の介護予防・生活支援サービス事業について

①訪問型サービス

	多様なサービス			従前相当サービス
種別	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスB (住民主体による支援)	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	従前相当サービス
対象者	身体介護は必要なく、家事等の生活支援が必要な方		専門職が作成する短期集中プログラムに取り組むことで改善が見込まれる方、また改善に意欲的な方	有資格者による専門的なサービスを受ける必要がある方
サービス内容	○生活支援： 洗濯、掃除、調理、買い物、ゴミ出しなど 		○機能改善短期集中プログラム実施： ①専門職の自宅訪問 ②個々の状況に合わせて、下記を組み合わせたプログラム作成 ・日常生活上の動作改善 ・閉じこもり予防 ・口腔機能向上 ・栄養改善 など	○身体介護： 入浴介助など ----- ○生活援助： 洗濯、掃除、調理、買い物など
サービス提供者	○介護保険事業所： ・訪問介護員（有資格者） ・研修修了者	○ NPO法人・ 住民主体型の公益社団法人等： (介護保険事業所は除く)	○介護保険事業者等受託事業所： ・理学療法士、管理栄養士等	○介護保険事業所： ・訪問介護員（有資格者）
サービス提供時間	1回 45分以上 60分未満	1回 30分以内	4か月間、1回 60分以内	必要な時間
自己負担・利用料	1回 258円 (1割負担の場合)	1回 500円程度 ※登録団体が定める利用料	1回 250円	1か月あたり (1割負担の場合)： 1,291円 (週1回程度利用) 2,581円 (週2回程度利用) 4,093円 (週3回程度以上利用)
運営方法	事業所指定	補助	業務委託	事業所指定

②通所型サービス

種別	多様なサービス			従前相当サービス									
	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスB (住民主体による支援)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)	従前相当サービス									
対象者	身体機能や社会的機能の維持、向上が必要な人		専門職が作成する短期集中プログラムに取り組むことで改善が見込まれる方、また改善に意欲的な方	職員による身体介護や常時の見守りが必要と認められる方									
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ○体操・運動等の活動 ○食事やレクリエーション、趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ○定期的な交流会、サロン、会食会等、心身活性化のための活動 		<ul style="list-style-type: none"> ○機能改善短期集中プログラム実施 ①専門職の自宅訪問 ②個々の状況に合わせ、下記を組み合わせたプログラム作成 <ul style="list-style-type: none"> ・筋力トレーニング ・口腔機能向上 ・栄養改善 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○食事や入浴などの日常生活の支援 ○生活機能向上のための機能訓練 ○生活等に関する相談・助言 ○健康状態の確認 <p>など</p>									
サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業所： <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員（資格は問わない） ・研修修了者 	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO法人・住民主体型の公益社団法人等： <ul style="list-style-type: none"> （原則介護保険事業所は除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業者等受託事業者： <ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士、管理栄養士等 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業所： <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員（資格は問わない） 									
サービス提供時間	1時間30分以上3時間未満 又は 3時間以上	週1回以上、1回2～3時間程度	4か月間、週1～2回	必要な時間									
自己負担・利用料	<table border="1"> <tr> <td>割負担割合</td> <td>1時間30分以上3時間未満</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>送迎なし</td> <td>340円/回</td> <td>354円/回</td> </tr> <tr> <td>送迎あり</td> <td>381円/回</td> <td>397円/回</td> </tr> </table>	割負担割合	1時間30分以上3時間未満	3時間以上	送迎なし	340円/回	354円/回	送迎あり	381円/回	397円/回	1回300～1000円程度 ※登録団体が定める利用料	1回150円	1か月あたり（1割負担の場合）： 要支援1・・・1,759円 要支援2・・・3,607円
割負担割合	1時間30分以上3時間未満	3時間以上											
送迎なし	340円/回	354円/回											
送迎あり	381円/回	397円/回											
運営方法	事業所指定	補助	業務委託	事業所指定									

③介護予防ケアマネジメント

ケアマネジメント類型	サービス種別	内容
ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	指定事業者のサービス (従前相当サービス/ 訪問型サービスA・通所 型サービスA) 短期集中サービス (訪問型サービスC・通 所型サービスC)	サービス担当者会議, モニタ リング等を実施
ケアマネジメントB (簡略化したケアマネ ジメント)	その他の生活支援サー ビス	住民主体のサービスを利用 した場合に実施
ケアマネジメントC (初回のみ of ケアマネ ジメント)	その他の生活支援サー ビス	ケアマネジメント結果作成 まで実施

※詳細な内容は「介護予防ケアマネジメントの手引き」をご覧ください。

④高額介護予防サービス費相当事業等

指定事業者によるサービスである従前相当サービス, 訪問型・通所型サービスAの利用者負担に対して, 高額介護予防サービス費に相当する事業及び高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業を実施しています。

4 区分支給限度額

指定事業者のサービスを利用する場合にのみ, 給付管理を行います。要支援認定を受けた方が総合事業を利用する場合には, 現在適用されている予防給付の区分支給限度額の範囲内で, 予防給付と総合事業を一体的に給付管理します。

事業対象者については, 原則要支援1の区分支給限度額とします。ただし, 利用者の状態によっては, 介護予防ケアマネジメントにおいて一時的に要支援2の区分支給限度額とすることもできます。希望者は担当の地域包括支援センターに相談することになります。

【認定状態区分と1か月あたりの区分支給限度額など】

認定状態区分等	利用可能サービス	1か月あたりの区分支給限度額
要介護認定者	介護給付	要介護度による（従来どおり）
要支援認定者	○予防給付のみ ○予防給付＋総合事業サービス ○総合事業サービスのみ	要支援2：10473単位 （約12万円）※従来どおり 要支援1：5003単位 （約6万円）※従来どおり
事業対象者	総合事業サービスのみ	5003単位 （約6万円）※利用者の状態により一時的に10473単位とすることも可

Ⅱ 新規申請の流れ等について

1 国分寺市の総合事業の事業者指定概要

総合事業のサービスA，従前相当サービスは事業者指定制のため，それぞれ指定申請が必要です。なお，指定権者は国分寺市です。

指定事業者となるためには，事業所ごと，サービスの種類ごとに以下の要件を満たしている必要があります。

◇申請者が法人であり，定款等で当該事業の実施の旨が明確であること

【定款への記載例】

訪問型サービスを実施する場合→「介護保険法に基づく第1号訪問事業」等

通所型サービスを実施する場合→「介護保険法に基づく第1号通所事業」等

※定款及び登記事項証明書に記載がない場合は，原則として申請書類を受理できませんのでご注意ください。

◇介護保険法上の次に掲げるサービスの指定を受けていること

訪問型サービス→訪問介護，旧介護保険法の介護予防訪問介護のいずれか

通所型サービス→通所介護，地域密着型通所介護，旧介護保険法の介護予防通所介護のいずれか

◇国分寺市の定める基準により，適正な事業運営が実施できること

※基準は市ホームページに掲載しています。基準の概要は本手引きP18・P24をご参照ください。

◇申請者やその役員等が，介護保険法の欠格事由に該当しない者であること

◇指定申請に当たっては，事前に手続きや人員の手配，設備面の整備，申請書類の作成等様々な準備があります。申請書の作成にあたっては，国分寺市のホームページ「高齢者支援」テーマ内「事業者向け情報」をご参照ください。

2 指定有効期間とスケジュールについて

平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けていた場合，従前相当サービスのみなし指定の有効期間は，平成30年3月31日までとなっています。

POINT

①みなし指定事業者の指定有効期間

国分寺市では、平成 29 年度よりみなし指定期限終了後の指定期限は、原則として訪問介護・通所介護の更新時期に合わせます。また、サービス A の指定有効期間の期限も、訪問介護・通所介護の更新時期に合わせます。

みなし指定事業者の場合、平成 27 年 3 月 31 日以前に付番された事業者番号を総合事業で用いるため、総合事業用に新たに付番はしません。

平成27年3月31日以前に指定を受けた場合(例:平成26年4月1日に新規指定)

	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	H32年4月
			総合事業 従前相当サービス開始	総合事業 サービスA開始			
訪問介護, 通所介護 (地域密着型 通所介護)	新規		地域密着型通所介護 みなし指定開始				更新
介護予防訪問介護 介護予防通所介護	新規			総合事業へ移行完了			
総合事業 従前相当サービス			新総合事業開始 みなし指定開始		みなし指定期限 指定更新必要		更新
総合事業 サービスA				新総合事業サービスA開始 指定申請必要			更新

②みなし指定事業者以外の指定有効期間

平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受け、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に従前相当サービスの指定を受けた事業所については、特例措置として従前相当サービスについては指定の日から 6 年間となっています。しかし、サービス A についての指定有効期限は、原則として訪問介護、通所介護の更新時期に合わせます。従前相当サービスの指定有効期間が切れたところで、更新時に訪問介護、通所介護の更新時期と有効期限を揃えることとしています。

平成27年4月1日以降に指定を受けた場合(例:平成27年10月1日に新規指定)

	H27年10月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	H32年4月	H33年4月	H33年10月	H34年4月
		総合事業 従前相当サービス開始	総合事業 サービスA開始						
訪問介護、通所介護 (地域密着型 通所介護)	新規指定	地域密着型通所介護 みなし指定開始						更新	
介護予防訪問介護 介護予防通所介護	新規指定		総合事業へ移行完了						
総合事業 従前相当サービス		総合事業開始 従前相当サービス新規指定							更新
総合事業 サービスA			総合事業サービスA開始 指定申請必要					更新	

③ 指定申請の受付とその後の流れ

【申請受付】

事業開始の前々月末日までに高齢福祉課計画係へ申請してください。

例) 11月1日開始希望⇒9月30日までに申請が必要です。

申請受付後、申請書類の確認、人員基準・設備基準等の適合チェックを行います(申請時点で建物・備品等が使用可能な状態になっている必要があります)。

※指定申請書受付後の留意事項：指定申請書受付後、指定月まで約1か月ありますが、あくまで指定予定であり、指定されるまでの間は、利用者との契約はできませんのでご注意ください。また、パンフレット等に、すでに介護事業所として指定を受けているかのような表現をしないよう注意してください。

【指定通知送付】

毎月1日付で指定した指定通知書を事業所宛に送付します。※指定通知書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。指定の有効期間は最大6年間です。当該有効期間を更新するには、更新申請が必要となります。

【情報提供】

指定事業者名、事業所名、所在地、連絡先等を国分寺市ホームページに掲載します。※総合事業のサービス事業所の公示は行いません。

【指定日以降随時】

サービスの質の確保,向上を図るため,事業所を訪問してヒアリングを行い,人員,設備,運営,報酬について実地指導します。

3 指定申請に係る必要書類

指定申請書類については、訪問介護や通所介護の指定申請よりも添付書類を緩和しています。指定申請書等と添付書類一覧は国分寺市のホームページ「高齢者支援」テーマ内「事業者向け情報」からダウンロードして作成してください。

POINT

- 指定申請書類は、A4のフラットファイル（二つ穴）に閉じて提出してください。また、書類ごとに合紙（無地の紙）を挟み、その合紙に提出書類の見出しを表記したインデックスをつけてください。
- ファイルの表紙、背表紙にサービス種別と事業所名を記載してください（可能な限りテプラなどのシールをご使用ください）。
 <記入例>「通所型サービスA デイサービス恋ヶ窪」
- チェックリストにて、書類が整っているか等自己点検をしてください。
- 複数ページに渡る書類（重要事項説明書）は、原則両面印刷をお願いします。

Ⅲ 指定・運営基準の概要

1 基本単位数等

①訪問型サービス

		従前相当サービス	訪問型サービスA
単 位	基本 単 位	介護予防訪問介護費（Ⅰ） 1168 単位/月 介護予防訪問介護費（Ⅱ） 2335 単位/月 介護予防訪問介護費（Ⅲ） 3704 単位/月	訪問介護 233 単位/回
	加算等	初回加算等	初回加算 200 単位 同一建物減算 -23 単位
	円/単位	11.05 円	11.05 円
基準		○管理者 常勤・専従（兼務可） 1 人 ○訪問介護員等 常勤換算 2.5 人以上	○管理者 常勤・専従（兼務可） 1 人 ○訪問介護員等 必要数※国分寺 市の研修修了者可

	○サービス提供責任者 40 人毎に 1 人（専従，兼務可）	○総合事業サービス提供責任者 訪問介護員等のうち，1 人以上必要数※国分寺市の研修修了者可
その他		提供時間は 45 分以上 60 分未満

②通所型サービス

		従前相当サービス	通所型サービス A
単 位	単位	要支援 1 1647 単位/月 要支援 2 3377 単位/月	送迎なし（1 時間 30 分以上 3 時間未満） 318 単位/回 送迎あり（1 時間 30 分以上 3 時間未満） 356 単位/回 送迎なし（3 時間以上） 331 単位/回 送迎あり（3 時間以上） 371 単位/回
	加算	運動器機能向上加算，事業所評価加算等	
	円/単位	10.68 円	10.68 円
基 準	人員	管理者 常勤・専従（兼務可） 1 人	管理者 常勤・専従（兼務可） 1 人
		生活相談員 専従 1 人以上	生活相談員 専従 1 人以上 ※
		看護職員 専従 1 人以上	不要
		介護職員 利用者 15 人まで専従 1 人以上（15 人超は 5 人毎に専従 1 人以上）	介護職員 利用者 15 人まで専従 1 人以上（15 人超は 5 人毎に専従 1 人以上） ※
	機能訓練指導員 1 人以上	機能訓練指導員 1 人以上 ※	
設備	○食堂・機能訓練室（3 m ² ×利用定員以上） ○静養室・相談室・事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備	○食堂・機能訓練室（3 m ² ×利用定員以上） ○静養室・相談室・事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備	

		○必要なその他の設備・備品	○必要なその他の設備・備品 ※通所介護等と一体的に運営する場合、通所介護等の基準を満たし、通所介護等に支障がない場合については、通所介護等の設備、備品等を使用することができる。
--	--	---------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

※通所介護または地域密着型通所介護の指定を併せて受け、かつ通所型サービスAの事業と通所介護又は地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であって、それぞれの人員に関する基準を満たしている場合は、通所型サービスAの人員基準を満たすものとする。

2 運営基準等

① 訪問型サービスA



平成29年4月1日以降に更新を迎えた方から、ケアマネジメントを経て原則としてサービスAに移行しています。従前相当サービスをケアプランに組み込むには、事前に高齢福祉課と地域包括支援センターの協議を経る必要があります。従前相当サービスを提供するに当たっては、当該協議により認められたものであるか、サービス事業所において確認いただく必要があります。

【訪問型サービスAの対象者】

- 生活支援サービス（掃除、洗濯、買物、調理等）が必要な方
- 認知機能の低下があるものの日常生活に支障がない方
- 状態が安定している方

以下のような方は訪問介護員等によるサービスとなります（従前相当サービス及び訪問介護の対象者）。

- 身体介護が必要な方
- 認知機能の低下による症状・行動で日常生活に支障がある方
- 退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な方

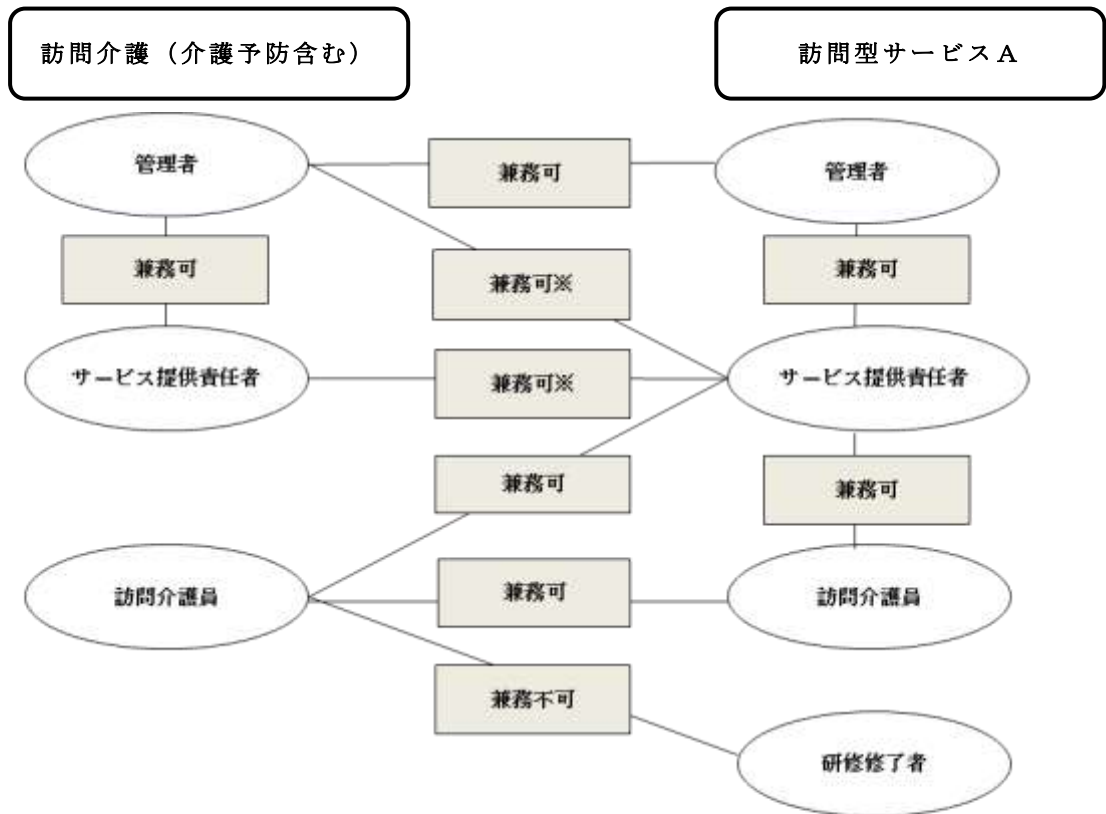
【訪問型サービスAの従事者】

訪問型サービスAの従事者は、資格要件が介護福祉士、介護職員初任者等研

修了者または市が実施する「生活支援・介護予防応援隊養成研修」修了者(※)となります。「生活支援・介護予防応援隊養成研修」研修修了者は、その後事業所に所属し、サービス提供をすることができます。

※生活支援・介護予防応援隊養成研修とは・・・市内在住、在勤、在活の方を対象に年に2回開催しています。地域の互助活動を推進し、安心して信頼のあるサービスを提供するため、生活支援や介護予防に関して学び、介護保険事業所や団体などで従事できる「担い手」を養成する研修です。修了者は各事業所や団体に活動できます。

【訪問型サービスAと訪問介護の従業者の兼務の関係】



※訪問介護(介護予防含む)と第1号訪問介護事業(従前相当サービス及び訪問型サービスA)の利用者数の合計が40人を超えるごとに1人以上サービス提供責任者を配置する必要があります。管理者がサービス提供責任者を兼務している場合も同様です。

【お願い～訪問介護事業所に期待されていること】

～専門性の高いケアの提供への重点化～

訪問型サービスA（人員基準が緩和されたサービス）、訪問型サービスB（住民主体のサービス。有償ボランティア事業を含む。）と、事業主体の多様化が進むに従い、軽度者の生活支援の担い手部分がカバーされていきます。国は、今後これを受けて、訪問介護事業所として、介護福祉士、初任者研修修了者（ホームヘルパー含む）が、その専門性を発揮した身体介護を中心としたケアの提供に重点化していくことを期待しています。

総合事業の創設の狙いは、介護予防の総合化を図り、軽度者のニーズに的確に答えていこうというものです。訪問介護事業所におかれましては、事業運営の多様化を検討していただき、今後の超高齢社会に対応した新しいサービス提供体制を構築していくことを念頭において運営してください。

② 通所型サービス A



平成 29 年 4 月 1 日以降に更新を迎えた方から、ケアマネジメントを経て原則としてサービス A に移行しています。従前相当サービスをケアプランに組み込むには、事前に高齢福祉課と地域包括支援センターの協議を経る必要があります。従前相当サービスを提供するに当たっては、当該協議により認められたものであるか、サービス事業所において確認いただく必要があります。

【通所型サービス A と通所介護等との定員の考え方について】

通所介護、従前相当サービス及び通所型サービス A を一体的に実施する場合、通所介護と従前相当サービスの利用者の合算で利用定員を定め、サービス A についてはサービス A の利用者で利用定員を定めることとなります。

したがって、事業所全体では利用定員を超えないものの、通所介護と従前相当サービスの利用者が、通所介護と従前相当サービスの合算として定める利用定員を超過する場合には減算の対象となります。

一方、国分寺市では、通所型サービス A の利用者が通所型サービス A で定める定員を超えて利用したとしても、事業所全体で定める利用定員を超えなければ、通所型サービス A として減算の取扱い対象とはしません（この取扱いについてはサービス A を実施する保険者によって異なりますので、指定を受ける保険者にご確認ください）。

○通所介護等と通所型サービスAの定員の関係

通所介護事業所全体の利用定員が20人で、通所介護と従前相
比サービスを合わせた利用定員を15人、通所型サービスAの利用定員を
定めた事業所の場合

通所介護と従前相当サービスを 合わせた利用定員 15人	通所型サービス の 利用定員5人
--------------------------------	------------------------



通所介護と従前相当サービス合わせて17人利用し、通所型サー
利用が3人であった場合、通所介護と従前相当サービスを合わせ
定員を超えた2人については、減算となります。



通所介護と従前相当サービス合わせて13人利用し、通所型サー
利用が7人であった場合、通所介護と従前相当サービスを合わせ
定員を超えた2人について、国分寺市では減算対象とはしません



通所介護と従前相当サービスを合わせて15人利用し、通所型サ
の利用が7人であった場合、事業所の利用定員を超える3人分に
て、通所型サービスAとして減算対象となります。

【地域密着型通所介護との関係について】

現行の利用定員が19人以上の事業所において、通所型サービスAの利用定員
を定めることに伴い、通所介護と従前相当サービスを合わせた定員を18人以下
に変更する場合は、通常規模型の現事業所を廃止し、地域密着型通所介護とし
て新規指定を受ける必要が生じます。利用定員を定める際には慎重にご判断く
ださい。

<例> 現行の定員が20人の事業所

通所型サービスAの利用定員を3人と定めた場合、

⇒通所介護と従前相当サービスを合わせた定員が17人となるため、

地域密着型通所介護事業所として新規指定が必要！

【その他】

入浴については、ケアプラン分析をしたところ、利用理由が個々の利用者の
特殊事情であったため、サービスAの基準単価に含まず、自費対応とすること

になりました。

また国分寺市では、通所型サービスAそのものを、居場所づくりを主たる目的とするものではなく、利用者の機能向上を目指すサービスであると考えため、運動器機能向上・口腔機能向上は、サービスAの基本単価に含むものとします。事業所内で検討して、各利用者に必要な機能訓練の取組みをしてください。

③従前相当サービス

人員、設備、運営の基準については、旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護と同様の基準とします。また、同一の事業所において要支援者等と要介護者とを一体的にサービスを提供する場合、旧制度と同様に、要支援者等と要介護者を合わせた数で基準を満たす必要があります。

IV 報酬の概要とサービスコード

1 報酬の概要

①訪問型サービスA

【請求について】

訪問型サービスAについては、サービスコードA3で請求をしてください。

訪問型サービスAについては、1回45分以上60分未満のサービス提供で233単位（負担割合によって請求コードが異なります）となります。地域単価は11.05です。市外に所在する事業所についても、当市の被保険者については国分寺市の報酬が適用になります。

【利用回数について】

原則として、要支援1は週1回まで、要支援2、事業対象者は週2回まで利用可能です。利用者の状態像に応じたケアマネジメントにより、原則の回数ではサービスが不足する場合は、要支援1は週2回まで、要支援2は週3回まで利用が可能です。原則を超えた回数を利用する場合は、地域包括支援センターと回数の必要性及び内容について協議が必要です。）なお、事業対象者の区分支給限度額は、原則要支援1の50,030円ですので、区分支給限度額を超えないように利用回数を設定してください。超過した場合には自費になります。

②通所型サービス A

【請求について】

通所型サービス A については、サービスコード A 7 で請求してください。

通所型サービス A については、1 時間 30 分以上 3 時間未満のサービス提供の場合、1 回当たり送迎なし 318 単位、送迎あり 356 単位です。3 時間以上のサービス提供の場合は、送迎なし 331 単位、送迎あり 371 単位です。いずれも負担割合によって請求コードが異なります。地域単価は 10.68 です。市外に所在する事業所についても、当市の被保険者については国分寺市の報酬が適用になります。

【利用回数について】

要支援 1 は週 1 回程度まで、要支援 2 は週 2 回程度まで、事業対象者は利用者の状態像に応じたケアマネジメントにより、最大週 2 回までまで利用可能です。

③従前相当サービス

基本は算定単位が一月あたりの包括報酬を用います。

また、加算・減算については、旧介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様です。

なお、1 単位あたりの国分寺市の地域単価は、訪問型サービスについては 11.05、通所型サービスについては 10.68 となります。A 6 については、指定を受けた保険者ごとに地域単価が異なるのでご注意ください。

2 サービスコード表

通所型サービスAサービスコード表(H30.4～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成単位数	算定単位		
種類	項目								
A7	1001	通所型サービスA I 1	イ 通所型サービスA I (1時間30分以上3時間未満)	要支援1	318単位	90%	318	1回につき	
A7	1002	通所型サービスA I 1			318単位	80%	318		
A7	1011	通所型サービスA I 1・送迎あり		送迎を行う場合	356単位	90%	356		
A7	1012	通所型サービスA I 1			356単位	80%	356		
A7	1021	通所型サービスA I 2		事業対象者・要支援2	318単位	90%	318		
A7	1022	通所型サービスA I 2			318単位	80%	318		
A7	1031	通所型サービスA I 2・送迎あり		送迎を行う場合	356単位	90%	356		
A7	1032	通所型サービスA I 2			356単位	80%	356		
A7	1041	通所型サービスA II 1		ロ 通所型サービスA II (3時間以上)	要支援1	331単位	90%		331
A7	1042	通所型サービスA II 1				331単位	80%		331
A7	1051	通所型サービスA II 1・送迎あり			送迎を行う場合	371単位	90%		371
A7	1052	通所型サービスA II 1				371単位	80%		371
A7	1061	通所型サービスA II 2	事業対象者・要支援2		331単位	90%	331		
A7	1062	通所型サービスA II 2			331単位	80%	331		
A7	1071	通所型サービスA II 2・送迎あり	送迎を行う場合		371単位	90%	371		
A7	1072	通所型サービスA II 2			371単位	80%	371		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成単位数	算定単位		
種類	項目								
A7	1081	通所型サービスA I 1・定超	イ 通所型サービスA I (1時間30分以上3時間未満)	要支援1	318単位	90%	223	1回につき	
A7	1082	通所型サービスA I 1			318単位	80%	223		
A7	1091	通所型サービスA I 1・送迎あり・定超		送迎を行う場合	356単位	90%	249		
A7	1092	通所型サービスA I 1			356単位	80%	249		
A7	1101	通所型サービスA I 2・定超		事業対象者・要支援2	318単位	90%	223		
A7	1102	通所型サービスA I 2			318単位	80%	223		
A7	1111	通所型サービスA I 2・送迎あり・定超		送迎を行う場合	356単位	90%	249		
A7	1112	通所型サービスA I 2			356単位	80%	249		
A7	1121	通所型サービスA II 1・定超		ロ 通所型サービスA II (3時間以上)	要支援1	331単位	90%		232
A7	1122	通所型サービスA II 1				331単位	80%		232
A7	1131	通所型サービスA II 1・送迎あり・定超			送迎を行う場合	371単位	90%		260
A7	1132	通所型サービスA II 1				371単位	80%		260
A7	1141	通所型サービスA II 2・定超	事業対象者・要支援2		331単位	90%	232		
A7	1142	通所型サービスA II 2			331単位	80%	232		
A7	1151	通所型サービスA II 2・送迎あり・定超	送迎を行う場合		371単位	90%	260		
A7	1152	通所型サービスA II 2			371単位	80%	260		

V 指定後の変更等に係る届出について

1 変更届

指定内容に変更があった場合は、10日以内に変更内容の届出が必要です。

次の内容に変更がある場合は、変更届を提出してください。変更事項によって必要となる添付書類が異なります。

- 事業所の名称，所在地：記載事項・運営規程
- 管理者・サービス提供責任者の氏名及び住所：記載事項・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表・管理者(サービス担当責任者)経歴書
- サービス利用定員：記載事項・運営規程
- 法人の代表者の変更：登記事項証明書・誓約書
- 加算の変更：介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

2 休止・再開・廃止届

総合事業サービスを休止または廃止するときは、休止または廃止する1月前までに届出が必要です。様式は国分寺市のホームページ「高齢者支援」テーマ内「事業者向け情報」からダウンロードして作成のうえ届け出てください。

VI 事故報告について

総合事業のサービス提供に係り事故が発生した場合は、速やかに事故報告書を提出してください。様式は国分寺市のホームページ「高齢者支援」テーマ内「事業者向け情報」からダウンロードして作成し提出してください。

VII 他市区町村の被保険者への総合事業サービスの提供について

【国分寺市内事業者が他市区町村の被保険者へ総合事業を提供する場合】

当該事業所が利用希望者の保険者市区町村の総合事業の指定を受けていなければ、総合事業の提供はできません（従前相当サービス，サービスAで指定は別になります）。指定を受けている場合には、その保険者市区町村の定める基準に従ってサービスを実施し、その保険者が定めるサービスコードで請求を行ってください。特に総合事業のサービスAは、サービス内容・事業者指定手続き等が保険者市区町村によって異なりますので、詳細は被保険者証に記載されて

いる保険者市区町村にお問い合わせください。

また、他市区町村の利用者が要介護から要支援・事業対象者になる可能性がある場合には、ご自分の事業所が当該市区町村の総合事業の指定を受けているかどうか確認してください。総合事業の指定を受けていないものの継続して当該利用者の受け入れを希望する場合には、必ず事前に当該利用者の保険者から指定を受けるように手続きをしてください。

【国分寺市内事業者が他市区町村住所地特例者へ総合事業を提供する場合】

住所地特例対象者に対して提供される総合事業のサービスは、施設所在市区町村が実施する総合事業のサービスとなります。介護予防ケアマネジメントについても、施設所在市区町村の地域包括支援センターが行うこととなります。住所地特例対象者の報酬請求は、施設所在地のサービスコードで、その方の保険者に対して行います。

※住所地特例者とは

被保険者が、他市区町村の住所地特例施設に入所・入居して施設所在地に住所を変更した場合には、現住所地（施設所在地）の市区町村ではなく、元の住所地（施設入所直前）の市区町村の介護保険被保険者となります。ただし、住所地特例対象施設等に入居していても住民票を当該施設に移動していない方は住所地特例対象者には含まれません。

住所地特例対象者に対する総合事業は、施設所在市区町村の総合事業サービスとなります。介護予防ケアマネジメントについても、施設所在市区町村の地域包括支援センターが行うこととなります。住所地特例対象者は施設所在地のサービスコードで請求します。

Ⅷ 契約書，運営規程等について

1 契約書等について

サービスAの実施に伴い，運営規程・重要事項説明書・契約書については，提供サービスが変わるため変更の必要があると考えます。事業名称については，具体的な事業の内容が分かる名称を使用することが適切と考えます。

<例>

介護予防訪問介護→介護予防訪問介護及び第1号訪問事業 又は
従前相当サービス及び訪問型サービスA など

介護予防通所介護→介護予防通所介護及び第1号通所事業 又は
従前相当サービス及び通所型サービスA など

運営規程は，介護とは別に総合事業単独で作成しても一体的に作成しても差し支えありません。また，総合事業の内容を入れるのみの変更であれば，変更届は不要です。

なお，訪問型・通所型サービスAについては契約内容が変更になりますので，改めて契約書を取り交わすことが適切と考えます。

2 記録の保存期間

「介護予防・日常生活支援総合事業費は，市町村が実施する主体であることから，地方自治法第236条第1項の規定により5年」(介護保険最新情報 vol1462 平成27年4月1日)との通知がありますので，請求書等の保管は，会計年度の終了後5年となります。

サービス提供に係る記録は，従前相当サービスについては利用者の契約終了日から2年間の保存(市条例)であり，サービスAについても契約終了日から2年とする予定です。

3 苦情申立先について

各事業所では，介護給付の場合と同様に，総合事業のサービスに関する利用者及びその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために，窓口の設置その他必要な措置を講じておいてください。

苦情を受け付けたときには，当該苦情の内容等を記録しておいてください。

なお国分寺市では，東京都国民健康保険団体連合会に対し，予防給付のほか，

総合事業の苦情についても対応を依頼しています。

初 版 : 平成 29 年 1 月 17 日 策定

第 2 版 : 平成 30 年 4 月 1 日 改定